

令和3年度 第6回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和3年9月21日(火) 午前10時00分～午前11時00分

2、会議場所 播磨町役場 3階 BC会議室

3、出席委員氏名

1番 岩本 宏司	2番 大辻 隆廣	3番 岡本 章男	4番 木村 勝
5番 佐伯 志朗	6番 田中 進	7番 中野 重信	8番 福壽 実
9番 松本 富子	10番 三宅 明		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 ~~坂上 哲也~~ 主査 青田 修伍 安田めぐみ

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出のこと

議案第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

報告第19号 青年等就農計画の認定について

議案第20号 農地法第3条第2項第5号括弧書に定める別段面積のこと

報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと

令和3年度 第6回播磨町農業委員会

日時：令和3年9月21日

開会 午前10時00分

- 議長 ただいまから令和3年度第6回播磨町農業委員会を始めます。
- 本日の出席委員は10名中10名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。
- 次に、播磨町農業委員会会議規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、10番の三宅委員と1番の岩本委員にお願いいたします。
- それでは、これより議事目録に従い、議事を進めます。
- 議案第16号、「農地法第4条第1項第8号の規定による届出のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議事朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 はい。では、1番を現地調査された福壽委員の報告をお願いします。
- 福壽委員 はい。地図は4ページ、写真は5ページです。場所は■■■■の東側、■■■■から■■■■に続く道の東側になります。写真のとおり現在は耕作されています。西側に水路があり、転用されることにより付近の農地に影響を与える心配もございません。転用については何ら問題はないものと思われます。以上です。
- 議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありましたらお願いします。
- 委員 （異議なし）
- 議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に2番を現地調査された木村委員の報告をお願いします。
- 木村委員 はい。地図は6ページ、写真は7ページです。■■■■の南側で、こち

らは2年ほど耕作されておらず、雑草が伸びている状態です。造成後は駐車場として活用されるとのことです。付近は住宅地で、農地はほとんど残っていません。転用については何ら問題ありません。以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありましたらお願いします。

○委員 (異議なし)

○議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に3番を現地調査された中野委員の報告をお願いします。

○中野委員 はい。地図は8ページ、写真は9ページです。場所は■■■■の■■■■交差点を■■■■のほうへ100メートルほど進んだところから右折し、200メートルほど進んだ西側付近に位置しています。写真のようにすでに造成されており、始末書が提出されています。こちらの土地と隣接する土地を合わせて、4棟の住宅の建設用地として活用されるとのことです。周辺には他に農地が無いことから、転用については特に問題は無いものと思われれます。以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありましたらお願いします。

○委員 (異議なし)

○議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。続きまして議案第17号、「農地法第5条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

○事務局 議事朗読及び説明(別紙参照)

- 議長 はい。では、1番を現地調査された中野委員の報告をお願いします。
- 中野委員 はい。地図は12ページ、写真は13ページです。場所は先ほどの■■■■の土地から西側へ約40メートルほど行ったところに位置しています。現在は保全管理の状況にある8.1アールの農地ですが、転用により露天資材置場用地として利用しようとするものです。進入路についても問題ありませんし、付近も宅地化されています。周囲の農地にも、転用によって悪影響をお与えることはないものと思われます。以上です。
- 議長 2番の現地調査をされたのも中野委員ですね。続けて説明をお願いします。
- 中野委員 はい。2番は地図が14ページ、写真が15ページです。場所は■■■■の■■■■交差点から■■■■寄りに300メートルほど進んだところの左側に位置しており、転用して駐車場用地として利用しようとするものです。周辺には他に農地も無いことから、農地転用については何ら問題無いものと思われます。以上です。
- 議長 はい、1番と2番を報告いただきました。ほかの委員の方で御意見、御質問はありませんか。ありましたらお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に無いようですので、1番と2番は市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に3番を現地調査された福壽委員の報告をお願いします。
- 福壽委員 はい。地図は16ページ、写真は17ページです。場所は先ほどお話ししました4条届出1番の農地の隣に位置しています。こちらも同様に西側と東側に水路があり、付近の農地に影響を与えることも無いと思われます。転用については何ら問題ありません。以上です。

- 議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありましたらお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に意見、質問も無いようですので、市街化区域の転用で農地転用届を受理することに決定します。次に4番を現地調査された佐伯委員の報告をお願いします。
- 佐伯委員 はい。地図は18ページ、写真は19ページです。現地を確認したころ、耕作されなくなってから少し時間が経っているように感じました。進入路については南側が道路に面しているので問題ありません。付近にも接している農地は無いので、転用については何ら問題無いものと思われれます。以上です。
- 議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありましたらお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に議案第18号、「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議事朗読及び説明(別紙参照)
- 議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありませんか。
- 事務局 すみません、少し補足で説明をさせていただきます。今回新たに利用権の設定を受ける[]さんですが、農地中間管理機構を介して市街化調整区域のこちらの農地を借り受けられます。ビニールハウスを活用し、認定新規就農者としてイチゴの栽培を計画されています。

- 議長 委員の方で質問はありますか。無ければ採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 議長 はい。挙手全員ですので、議案第18号は原案のとおり決定することといたします。続きまして議案第19号、「青年等就農計画の認定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議事朗読及び説明(別紙参照)
- 議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありませんか。
- 佐伯委員 ■■■さんについてですが、この方は今まで農業をされていたのですか。計画の実現性について、もう少しお話ししてもらえたら。
- 事務局 はい、■■■さんですが、7月の農業委員会で今回の■■■さんと同様に農用地利用集積計画について審議いただいています。■■■さん自身はもともと■■■に勤めておられて、退職後に約1年間研修ということで農業をされてきました。作物としては、ミニトマト、ほうれん草、アイスパラントをやっていかれるとのこと。生産量や販路もしっかり確保されており、収支についても採算がとれる見込みです。現在は農地中間管理機構を活用して農地の借り受けも完了し、営農を開始されたところです。
- 議長 委員の方で質問はありますか。無ければ採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 議長 はい。挙手全員ですので、議案第19号は原案のとおり決定することといたします。続きまして議案第20号、「農地法第3条第2項第5号括弧書に定める別段面積のこと」を議題と致します。事務局の

説明を求めます。

- 事務局 議事朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありませんか。
- 中野委員 市街化区域、市街化調整区域にかかわらず、同様に適用されるということによろしいですか。
- 事務局 はい、その通りです。今回新たに設定しようとする面積についてですが、これまで検討をしてきたなかで適当であるという結論に至り、今回の議案として委員の皆様にご審議いただいております。しかしながら、可決され実際に運用していくなかで改善点や見直しの必要が出てきたときには、その都度見直していくということが必要になってくるかと思えます。その際はまたご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ほかの委員の方で御意見、御質問ありませんか。無ければ採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 （挙手）
- 議長 はい。挙手全員ですので、議案第20号は原案のとおり決定することといたします。続きまして、報告第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議事朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 それでは、現地調査された大辻委員から報告をお願いします。
- 大辻委員 はい。地図が31ページ、写真が32ページです。■■■■との境界の付近なんですけども、■■■■の北側、■■■■の西側駐車場のすぐ北側の農地です。現地を確認しましたところ、現状は耕作され

ており、すでに稲の穂が出ているような状態になっています。所有者本人にも確認しましたところ、現在も稲作をされています。管理状況も良好です。何ら問題ありません。以上です。

○議長

説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で御意見、御質問ありましたらお願いします。特に無いようですね。では、報告第6号は以上をもちまして報告とさせていただきます。以上で、本日予定しておりました議事については、すべて終了しました。これにて第6回播磨町農業委員会を閉会いたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和3年9月21日

議 長 岡本 章男

議事録署名人 三宅 明

議事録署名人 岩本 宏司